



鳥取県公報

平成14年12月25日(水)
号外第167号

毎週火・金曜日発行

目 次

条 例	任期付職員の採用等に関する条例(67)(職員課).....	5
	鳥取県建設工事等入札・契約審議会条例(68)(管理課).....	10
	鳥取県情報公開条例の一部を改正する条例(69)(県民室).....	11
	鳥取県特別医療費助成条例の一部を改正する条例(70)(障害福祉課).....	16
	鳥取県建築基準法施行条例の一部を改正する条例(71)(建築課).....	17

——— 公布された条例のあらまし ———

任期付職員の採用等に関する条例

1 趣旨(第1条関係)

この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(以下「法」という。)並びに地方公務員法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき、職員(法に規定する職員をいう。以下同じ。)の任期を定めた採用及び任期を定めて採用された職員の給与の特例に関し必要な事項を定めることとした。

2 任期を定めた採用(第2条関係)

(1) 任命権者(法に規定する任命権者をいう。以下同じ。)は、高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者をその者が有する当該高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事させる場合には、職員を選考により任期を定めて採用することができることとした。

(2) 任命権者は、(1)によるほか、専門的な知識経験を有する者を当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させる場合において、次のアからエまでに掲げる場合のいずれかに該当するときであつて、当該者を当該業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、職員を選考により任期を定めて採用することができることとした。

ア 当該専門的な知識経験を有する職員の育成に相当の期間を要するため、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させることが適任と認められる職員を部内で確保することが一定の期間困難である場合

イ 当該専門的な知識経験が急速に進歩する技術に係るものであることその他当該専門的な知識経験の性質上、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に当該者が有する当該専門的な知識経験を有効に活用することができる期間が一定の期間に限られる場合

ウ 当該専門的な知識経験を有する職員を一定の期間他の業務に従事させる必要があるため、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させることが適任と認められる職員を部内で確保することが一定の期間困難である場合

エ 当該業務が公務外における実務の経験を通じて得られる最新の専門的な知識経験を必要とするものであることにより、当該業務に当該者が有する当該専門的な知識経験を有効に活用することができる期間が一定の期間に限られる場合

3 任期の更新（第3条関係）

任命権者は、法の規定により任期を更新する場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならないこととした。

4 給与に関する特例（第4条関係）

(1) 2(1)により任期を定めて採用された職員（企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例及び病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例に規定する企業職員を除く。以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用することとした。

号給	給料月額
1	409,000円
2	462,000円
3	520,000円
4	592,000円
5	676,000円
6	790,000円
7	923,000円

(2) 任命権者は、特定任期付職員の号給を、特定任期付職員が従事する業務に応じて人事委員会規則で定める基準に従い決定することとした。

(3) 任命権者は、特定任期付職員について、特別の事情により(1)の給料表に掲げる号給により難いときは、(1)及び(2)にかかわらず、人事委員会の承認を得て、その給料月額を同表に掲げる7号給の給料月額にその額と同表に掲げる6号給の給料月額との差額に整数を乗じて得られる額を加えた額のいずれかに相当する額とすることができることとした。

(4) 任命権者は、特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員には、人事委員会規則の定めるところにより、その給料月額に相当する額を特定任期付職員業績手当として支給することができることとした。

(5) (2)による号給の決定、(3)による給料月額の決定及び(4)による特定任期付職員業績手当の支給は、予算の範囲内で行わなければならないこととした。

5 給与条例の適用除外等（第5条関係）

職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）の給料表、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、住居手当、産業教育手当、定時制通信教育手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当等に係る規定は、特定任期付職員には、適用しないこととした。

6 人事委員会規則への委任（第6条関係）

この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定めることとした。

7 施行期日等

(1) この条例は、平成15年1月1日から施行することとした。

(2) 次に掲げる条例について所要の改正を行うこととした。

ア 雇用機会創出のための知事等及び職員の給与の特例、鳥取県雇用機会創出支援基金の設置並びに職員の定数等の特例に関する条例

イ 企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例

ウ 病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例

鳥取県建設工事等入札・契約審議会条例

1 設置（第1条関係）

県が発注する建設業法に規定する建設工事及びこれに関連する調査、測量、設計等の業務（以下「建設工事等」という。）の入札及び契約に関する透明性及び公正性を確保し、もってその適正な執行を図るため、鳥取県建設工事等入札・契約審議会（以下「審議会」という。）を設置することとした。

2 所掌事務（第2条関係）

審議会は、知事の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議することとした。

ア 建設工事等の入札及び契約に関する制度及びその運用状況に関すること。

イ 建設工事等の入札及び契約に係る関係者からの苦情の処理状況に関すること。

ウ 建設工事等の入札及び契約に係る談合その他の不正行為に関すること。

3 組織（第3条関係）

審議会は、委員5人以内で組織することとした。

4 委員（第4条関係）

（1）委員は、人格が高潔で識見が高く、建設工事等の入札及び契約に関し公正な判断を行うことができると認められる者のうちから、知事が任命することとした。

（2）委員の任期は、2年とすることとした。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とすることとした。

（3）委員は、再任されることができるとこととした。

5 会長（第5条関係）

（1）審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定めることとした。

（2）会長は、会務を総理し、審議회를代表することとした。

（3）会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理することとした。

6 会議（第6条関係）

（1）審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となることとした。

（2）審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができないこととした。

（3）会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによることとした。

7 意見の聴取等（第7条関係）

審議会は、必要があると認めるときは、議事に関係を有する者に対して、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができることとした。

8 委員の除斥（第8条関係）

委員は、自己又は3親等以内の親族の利害に関係のある事件については、議事に加わることができないこととした。

9 秘密保持義務（第9条関係）

委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならないこととした。その職を退いた後も、同様とすることとした。

10 雑則（第10条関係）

この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定めることとした。

11 施行期日等

（1）この条例は、公布の日から施行することとした。

（2）所要の経過措置を講ずることとした。

1 実施機関への鳥取県住宅供給公社及び鳥取県土地開発公社の追加

- (1) 実施機関に、鳥取県住宅供給公社及び鳥取県土地開発公社(以下「公社」という。)を加えることとした。(第2条関係)
- (2) 公社の開示決定等又は開示請求に係る不作為について不服があるものは、公社に対し、行政不服審査法による異議申立てをすることができることとした。(第18条の2関係)
- (3) 公社は、開示決定等について行政不服審査法による異議申立てがあったときは、鳥取県情報公開審議会に諮問しなければならないこととした。(第19条関係)
- (4) 公社は、当該公社の業務及び財務に関する資料をその事務所に備え置き、一般の閲覧に供することとした。(第35条関係)

2 独立行政法人等及び公社に関する情報の取扱いについて、県の機関、国等に関する情報の取扱いと同様とすることとした。(第9条、第14条関係)

3 その他所要の規定の整備を行うこととした。

4 施行期日等

- (1) この条例は、公布の日から施行することとした。
- (2) 所要の経過措置を講ずることとした。
- (3) 鳥取県個人情報保護条例について所要の改正を行うこととした。

鳥取県特別医療費助成条例の一部を改正する条例

- 1 健康保険法施行令の一部改正に伴う所要の規定の整備を行うこととした。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

鳥取県建築基準法施行条例の一部を改正する条例

- 1 一団地内に2以上の構えを成す建築物を同一敷地内にあるものとみなすとともに、これらの建築物に係る容積率制限等を緩和するための許可等に係る手数料の額を定めることとした。(別表第3関係)
- 2 地区計画制度の統合整理に伴う所要の改正を行うこととした。(別表第3関係)
- 3 その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 4 この条例は、平成15年1月1日から施行することとした。

条 例

任期付職員の採用等に関する条例をここに公布する。

平成14年12月25日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第67号

任期付職員の採用等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号。以下「法」という。）第3条第1項及び第2項並びに第5条第1項並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第6項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第42条の規定に基づき、職員（法第2条第1項に規定する職員をいう。以下同じ。）の任期を定めた採用及び任期を定めて採用された職員の給与の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

(任期を定めた採用)

第2条 任命権者（法第2条第2項に規定する任命権者をいう。以下同じ。）は、高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者をその者が有する当該高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事させる場合には、職員を選考により任期を定めて採用することができる。

2 任命権者は、前項の規定によるほか、専門的な知識経験を有する者を当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させる場合において、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときであって、当該者を当該業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、職員を選考により任期を定めて採用することができる。

(1) 当該専門的な知識経験を有する職員の育成に相当の期間を要するため、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させることが適任と認められる職員を部内で確保することが一定の期間困難である場合

(2) 当該専門的な知識経験が急速に進歩する技術に係るものであることその他当該専門的な知識経験の性質上、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に当該者が有する当該専門的な知識経験を有効に活用することができる期間が一定の期間に限られる場合

(3) 当該専門的な知識経験を有する職員を一定の期間他の業務に従事させる必要があるため、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させることが適任と認められる職員を部内で確保することが一定の期間困難である場合

(4) 当該業務が公務外における実務の経験を通じて得られる最新の専門的な知識経験を必要とするものであることにより、当該業務に当該者が有する当該専門的な知識経験を有効に活用することができる期間が一定の期間に限られる場合

(任期の更新)

第3条 任命権者は、法第5条第1項の規定により任期を更新する場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

(給与に関する特例)

第4条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（企業局企業職員の給与の種類及び基準に関す

る条例（昭和41年鳥取県条例第39号）第1条及び病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成7年鳥取県条例第3号）第1条に規定する企業職員を除く。以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。

号給	給料月額
1	409,000円
2	462,000円
3	520,000円
4	592,000円
5	676,000円
6	790,000円
7	923,000円

- 2 任命権者は、特定任期付職員の号給を、特定任期付職員が従事する業務に応じて人事委員会規則で定める基準に従い決定する。
- 3 任命権者は、特定任期付職員について、特別の事情により第1項の給料表に掲げる号給により難しいときは、前2項の規定にかかわらず、人事委員会の承認を得て、その給料月額を同表に掲げる7号給の給料月額にその額と同表に掲げる6号給の給料月額との差額に整数を乗じて得られる額を加えた額のいずれかに相当する額とすることができる。
- 4 任命権者は、特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員には、人事委員会規則の定めるところにより、その給料月額に相当する額を特定任期付職員業績手当として支給することができる。
- 5 第2項の規定による号給の決定、第3項の規定による給料月額の決定及び前項の規定による特定任期付職員業績手当の支給は、予算の範囲内で行わなければならない。

（給与条例の適用除外等）

第5条 職員の給与に関する条例（昭和26年鳥取県条例第3号。以下「給与条例」という。）第3条、第4条、第7条から第9条まで、第9条の5、第11条の3、第11条の6、第13条から第15条まで、第16条の7及び第16条の8の規定は、特定任期付職員には、適用しない。

- 2 特定任期付職員に対する給与条例第3条の2及び第16条の3第1項の規定の適用については、給与条例第3条の2中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付職員の採用等に関する条例（平成14年鳥取県条例第67号。以下「任期付職員条例」という。）第4条の規定」と、給与条例第16条の3第1項中「第7条の2第1項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度が高い職員として人事委員会規則で定める職員」とあるのは「任期付職員条例第4条第1項に規定する特定任期付職員」とする。

（人事委員会規則への委任）

第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成15年1月1日から施行する。

（雇用機会創出のための知事等及び職員の給与の特例、鳥取県雇用機会創出支援基金の設置並びに職員の定数等の特例に関する条例の一部改正）

- 2 雇用機会創出のための知事等及び職員の給与の特例、鳥取県雇用機会創出支援基金の設置並びに職員の定数等の特例に関する条例（平成14年鳥取県条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下この項において「追加条」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この項において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加条を除く。）に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>目次</p> <p>第1章 略</p> <p>第2章 給与の額の特例(第2条 - 第8条の2)</p> <p>第3章及び第4章 略</p> <p>附則</p> <p>(任期付研究員の給与の額の特例)</p> <p>第8条 特例期間における任期付研究員の採用等に関する条例(平成13年鳥取県条例第4号。以下「任期付研究員条例」という。)第4条の規定により任期を定めて採用された職員(以下「任期付研究員」という。)の給料月額、任期付研究員条例第6条第1項、第2項及び第4項の規定にかかわらず、これらの規定に定める額から当該額に100分の5を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、前条第2項第1号又は第2号に掲げる額の算出の基礎となる給料月額は、これらの規定に定める額とする。</p> <p>2～4 略</p> <p>(特定任期付職員の給与の額の特例)</p> <p>第8条の2 特例期間における任期付職員の採用等に関する条例(平成14年鳥取県条例第67号。以下「任期付職員条例」という。)第4条第1項に規定する特定任期付職員(以下「特定任期付職員」という。)の給料月額は、任期付職員条例第4条第1項及び第3項の規定にかかわらず、これらの規定に定める額から当該額に100分の5を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、第7条第2項第1号又は第3号に掲げる額の算出の基礎となる給料月額は、これらの規定に定める額とする。</p> <p>2 特例期間における特定任期付職員の特定任期付職員業績手当の額は、任期付職員条例第4条第4項の規定にかかわらず、同項に定める額から当該額に100分の5を乗じて得た額を減じた額とする。</p> <p>3 特例期間における特定任期付職員の調整手当の額は、職員給与条例第9条の2から第9条の4までの規定にかかわらず、調整手当基礎額から調整手当基礎額に100分の5を乗じて得た額(当該額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる調整手当の額は、調整手当基礎額とする。</p> <p>4 特例期間における特定任期付職員の期末手当の額は、職員給与条例第16条の4の規定にかかわらず、同条に定める額から当該額に100分の5を乗じて得た額(当該額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。</p>	<p>目次</p> <p>第1章 略</p> <p>第2章 給与の額の特例(第2条 - 第8条)</p> <p>第3章及び第4章 略</p> <p>附則</p> <p>(任期付研究員の給与の額の特例)</p> <p>第8条 特例期間における任期付研究員の採用等に関する条例(平成13年鳥取県条例第4号。以下「任期付研究員条例」という。)第4条の規定により任期を定めて採用された職員(以下「任期付研究員」という。)の給料月額は、任期付研究員条例第6条第1項、第2項及び第4項の規定にかかわらず、これらの規定に定める額から当該額に100分の5を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料月額は、これらの規定に定める額とする。</p> <p>2～4 略</p>

第3章 鳥取県雇用機会創出支援基金
(設置)
第9条 略

第3章 鳥取県雇用機会創出支援基金
(設置)
第9条 略

(企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

3 企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条(以下この項において「追加条」という。)を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(追加条を除く。)を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 手当の種類は、扶養手当、調整手当、住居手当、初任給調整手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当(これに準ずる手当を含む。)、時間外勤務手当、宿日直手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、管理職手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、<u>特定任期付職員業績手当及び退職手当とする。</u></p> <p>(管理職員特別勤務手当)</p> <p>第12条の2 前条の規定に基づく企業管理規程で定める職にある職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度が高い職員として企業管理規程で定める職員又は<u>任期付職員の採用等に関する条例(平成14年鳥取県条例第67号)第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(以下「特定任期付職員」という。)</u>が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。)<u>又は国民の祝日に関する法律に規定する休日若しくは年末年始等で企業管理規程で定める日に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。</u></p> <p>(寒冷地手当)</p> <p>第15条 略</p> <p>(<u>特定任期付職員業績手当</u>)</p> <p>第15条の2 <u>知事は、特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員には、企業管理規程の定めるところにより、特定任期付職員業績手当を支給することができる。</u></p> <p>2 <u>前項の規定による特定任期付職員業績手当の支給は、予算の範囲内で行わなければならない。</u></p>	<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 手当の種類は、扶養手当、調整手当、住居手当、初任給調整手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当(これに準ずる手当を含む。)、時間外勤務手当、宿日直手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、管理職手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当及び退職手当とする。</p> <p>(管理職員特別勤務手当)</p> <p>第12条の2 前条の規定に基づく企業管理規程で定める職にある職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度が高い職員として企業管理規程で定める職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。)<u>又は国民の祝日に関する法律に規定する休日若しくは年末年始等で企業管理規程で定める日に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。</u></p> <p>(寒冷地手当)</p> <p>第15条 略</p>

(再任用職員についての適用除外)
第18条の3 略

(再任用職員についての適用除外)
第18条の3 略

(特定任期付職員についての適用除外)
第18条の4 第4条、第4条の3、第5条、第8条、第10条から第12条まで及び第14条の規定は、特定任期付職員には適用しない。

(病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

4 病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条(以下この項において「追加条」という。)を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(追加条を除く。)を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 手当の種類は、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、調整手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、寒冷地手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、<u>管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、特定任期付職員業績手当及び退職手当とする。</u></p> <p>(管理職員特別勤務手当)</p> <p>第18条 管理職員特別勤務手当は、第5条の規定に基づく企業管理規程で定める職にある職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度が高い職員として企業管理規程で定める職員又は任期付職員の採用等に関する条例(平成14年鳥取県条例第67号)第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(以下「<u>特定任期付職員</u>」という。)が、臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。)又は国民の祝日に関する法律に規定する休日若しくは年未年始等で企業管理規程で定める日に勤務した場合に支給する。</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第20条 略</p> <p>(特定任期付職員業績手当)</p> <p>第20条の2 <u>病院事業の管理者は、特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員には、企業管理規程の定めるところにより、特定任期付職員業績手当を支給することができる。</u></p> <p>2 <u>前項の規定による特定任期付職員業績手当の支給は、予算の範囲内で行わなければならない。</u></p>	<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 手当の種類は、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、調整手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、寒冷地手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、<u>管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当とする。</u></p> <p>(管理職員特別勤務手当)</p> <p>第18条 管理職員特別勤務手当は、第5条の規定に基づく企業管理規程で定める職にある職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度が高い職員として企業管理規程で定める職員が、臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。)又は国民の祝日に関する法律に規定する休日若しくは年未年始等で企業管理規程で定める日に勤務した場合に支給する。</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第20条 略</p>

(再任用職員についての適用除外)
第25条 略

(再任用職員についての適用除外)
第25条 略

(特定任期付職員についての適用除外)
第25条の2 第4条から第7条まで、第9条、第14条から第16条まで及び第20条の規定は、特定任期付職員には適用しない。

鳥取県建設工事等入札・契約審議会条例をここに公布する。

平成14年12月25日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第68号

鳥取県建設工事等入札・契約審議会条例

(設置)

第1条 県が発注する建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第1項に規定する建設工事及びこれに関連する調査、測量、設計等の業務(以下「建設工事等」という。)の入札及び契約に関する透明性及び公正性を確保し、もってその適正な執行を図るため、鳥取県建設工事等入札・契約審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、知事の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 建設工事等の入札及び契約に関する制度及びその運用状況に関すること。
- (2) 建設工事等の入札及び契約に係る関係者からの苦情の処理状況に関すること。
- (3) 建設工事等の入札及び契約に係る談合その他の不正行為に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、委員5人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、人格が高潔で識見が高く、建設工事等の入札及び契約に関し公正な判断を行うことができると認められる者のうちから、知事が任命する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長)

第5条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 審議会は、必要があると認めるときは、議事に関係を有する者に対して、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(委員の除斥)

第8条 委員は、自己又は3親等以内の親族の利害に関係のある事件については、議事に加わることができない。

(秘密保持義務)

第9条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(雑則)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行後最初に任命される委員の任期は、第4条第2項の規定にかかわらず、平成16年3月31日までとする。

鳥取県情報公開条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成14年12月25日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第69号

鳥取県情報公開条例の一部を改正する条例

鳥取県情報公開条例(平成12年鳥取県条例第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号(以下本則において「追加条項等」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下本則において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(追加条項等を除く。以下本則において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
目次	目次
第1章 略	第1章 略
第2章 略	第2章 略
第1節 略	第1節 略
第2節 不服申立てに係る諮問等(第18条の2 - 第21条)	第2節 不服申立てに係る諮問等(第19条 - 第21条)
第3節及び第4節 略	第3節及び第4節 略
第3章及び第4章 略	第3章及び第4章 略
附則	附則
(定義)	(定義)
第2条 この条例において「実施機関」とは、知事、教育委員会、公安委員会、警察本部長、選挙管理委員会、	第2条 この条例において「実施機関」とは、知事、教育委員会、公安委員会、警察本部長、選挙管理委員会、

人事委員会、監査委員、地方労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会及び病院事業の管理者並びに鳥取県住宅供給公社及び鳥取県土地開発公社をいう。

- 2 この条例において「公文書」とは、実施機関の職員（鳥取県住宅供給公社及び鳥取県土地開発公社（以下「公社」という。）にあっては、役員を含む。以下この項において同じ。）が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、スライド（これらを撮影したマイクロフィルムを含む。）及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

(1)及び(2) 略

(開示義務)

第9条 略

- 2 実施機関は、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報のいずれかが含まれている場合には、前項の規定にかかわらず、当該開示請求に係る公文書を開示しないものとする。

(1) 略

(2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。第12条第1号において同じ。）であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を侵害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア及びイ 略

ウ 公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。）独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに公社の役員及び職員をいう。）の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の職の名称その他職務上の地位を表す名称及び氏名（当該公務員等の権利利益を不当に侵害するおそれがある情報であって、規則で定めるものを除く。）並びに当該職務遂行の内容

エ 略

(3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方

人事委員会、監査委員、地方労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会及び病院事業の管理者をいう。

- 2 この条例において「公文書」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、スライド（これらを撮影したマイクロフィルムを含む。）及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

(1)及び(2) 略

(開示義務)

第9条 略

- 2 実施機関は、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報のいずれかが含まれている場合には、前項の規定にかかわらず、当該開示請求に係る公文書を開示しないものとする。

(1) 略

(2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。第12条第1号において同じ。）であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を侵害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア及びイ 略

ウ 公務員（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員をいう。）の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員の職の名称その他職務上の地位を表す名称及び氏名（当該公務員の権利利益を不当に侵害するおそれがある情報であって、規則で定めるものを除く。）並びに当該職務遂行の内容

エ 略

(3) 法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。

公共団体及び公社を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

ア及びイ 略

(4) 略

(5) 県の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び公社の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(6) 県の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は公社が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 略

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は公社の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ及びエ 略

オ 国若しくは地方公共団体が経営する企業又は独立行政法人等若しくは公社に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第14条 開示請求に係る公文書に開示請求者、国、独立行政法人等、地方公共団体及び公社以外の者(以下「第三者」という。)に関する情報が含まれているときは、実施機関は、開示決定等をするに当たって、当該第三者に対し、意見書を提出する機会を与えることができる。

2及び3 略

(他の制度との調整)

第15条 略

2 略

3 この節の規定は、次に掲げる書類等については、適用しない。

(1) 刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第53条の2に規定する訴訟に関する書類及び押収物

(2) 漁業法(昭和24年法律第267号)第50条第1項に規定する免許漁業原簿及びその附属書類

以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

ア及びイ 略

(4) 略

(5) 県の機関、国及び他の地方公共団体の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(6) 県の機関、国又は他の地方公共団体が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 略

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国又は地方公共団体の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ及びエ 略

オ 国又は地方公共団体が経営する企業に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第14条 開示請求に係る公文書に開示請求者、国及び地方公共団体以外の者(以下「第三者」という。)に関する情報が含まれているときは、実施機関は、開示決定等をするに当たって、当該第三者に対し、意見書を提出する機会を与えることができる。

2及び3 略

(他の制度との調整)

第15条 略

2 略

3 この節の規定は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号)の規定を適用しないこととされている公文書については、適用しない。

(開示請求をしようとするものに対する情報の提供等)
第18条 略

第2節 不服申立てに係る諮問等

(公社に対する不服申立て)

第18条の2 公社の開示決定等又は開示請求に係る不作為について不服があるものは、公社に対し、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)による異議申立てをすることができる。

(審議会への諮問等)

第19条 実施機関は、開示決定等について行政不服審査法による不服申立てがあったときは、次に掲げる場合を除き、速やかに、鳥取県情報公開審議会に諮問しなければならない。

(1)及び(2) 略

2 略

(情報公開の一層の推進)

第34条 実施機関は、この条例の目的にかんがみ、公文書の開示をするほか、県民に対し、必要な情報を分かりやすく、積極的に提供するよう努め、情報公開の一層の推進を図るものとする。

(情報提供施策の充実等)

第35条 実施機関は、県民が県政に関する情報を迅速かつ容易に得られるよう、広報及び広聴の活動の充実、刊行物その他の資料の積極的な提供、情報通信技術を活用した多様な媒体による情報提供の推進等により情報提供施策の充実に努めるものとする。

2 公社は、当該公社の業務及び財務に関する資料をその事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(計画等の積極的な公開)

第36条 実施機関は、重要な計画、事業等について、進行状況その他の情報の公開を積極的に行い、県民の理解と協力を深めるよう努めるものとする。

(出資法人の情報公開)

第38条 県が資本金、基本金その他これらに準ずるもの又は会費(以下「資本金等」という。)を支出している法人(公社を除く。以下「出資法人」という。)は、この条例の趣旨のっとり、当該出資法人の保有する情報の公開に努めなければならない。

2及び3 略

(開示請求をしようとするものに対する情報の提供等)
第18条 略

第2節 不服申立てに係る諮問等

(審議会への諮問等)

第19条 実施機関は、開示決定等について行政不服審査法(昭和37年法律第160号)の規定に基づく不服申立てがあったときは、次の各号に掲げる場合を除き、速やかに、鳥取県情報公開審議会に諮問しなければならない。

(1)及び(2) 略

2 略

(情報公開の一層の推進)

第34条 県は、この条例の目的にかんがみ、公文書の開示をするほか、県民に対し、必要な情報を分かりやすく、積極的に提供するよう努め、情報公開の一層の推進を図るものとする。

(情報提供施策の充実)

第35条 県は、県民が県政に関する情報を迅速かつ容易に得られるよう、広報及び広聴の活動の充実、刊行物その他の資料の積極的な提供、情報通信技術を活用した多様な媒体による情報提供の推進等により情報提供施策の充実に努めるものとする。

(計画等の積極的な公開)

第36条 県は、重要な計画、事業等について、進行状況その他の情報の公開を積極的に行い、県民の理解と協力を深めるよう努めるものとする。

(出資法人の情報公開)

第38条 県が資本金、基本金その他これらに準ずるもの又は会費(以下「資本金等」という。)を支出している法人(以下「出資法人」という。)は、この条例の趣旨のっとり、当該出資法人の保有する情報の公開に努めなければならない。

2及び3 略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の鳥取県情報公開条例(以下この項において「新条例」という。)の規定は、この条例の施行の日以後にされる開示請求(新条例第6条第1項に規定する開示請求をいう。以下同じ。)について適用し、同日前にされた開示請求については、なお従前の例による。

(鳥取県個人情報保護条例の一部改正)

3 鳥取県個人情報保護条例(平成11年鳥取県条例第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 事業者 法人その他の団体(国及び地方公共団体を除く。)及び事業を営む個人をいう。</p> <p>(個人情報取扱事務の登録)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前2項の規定は、次に掲げる個人情報取扱事務については、適用しない。</p> <p>(1) <u>公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第2項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。))の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員並びに鳥取県住宅供給公社及び鳥取県土地開発公社(以下「公社」という。)の役員及び職員をいう。以下同じ。)</u>又は公務員等であった者の個人情報であって、当該公務員等又は公務員等であった者の職務の遂行に関するものを取り扱う事務</p> <p>(2)及び(3) 略</p> <p>4及び5 略</p> <p>(開示義務)</p> <p>第16条 実施機関は、開示請求に係る個人情報に次の各号に掲げる情報のいずれかが含まれている場合を除き、当該個人情報を開示しなければならない。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 事業者 法人その他の団体(国及び地方公共団体を除く。以下同じ。)及び事業を営む個人をいう。</p> <p>(個人情報取扱事務の登録)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前2項の規定は、次に掲げる個人情報取扱事務については、適用しない。</p> <p>(1) <u>公務員(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員をいう。以下同じ。)</u>又は公務員であった者の個人情報であって、当該公務員又は公務員であった者の職務の遂行に関するものを取り扱う事務</p> <p>(2)及び(3) 略</p> <p>4及び5 略</p> <p>(開示義務)</p> <p>第16条 実施機関は、開示請求に係る個人情報に次の各号に掲げる情報のいずれかが含まれている場合を除き、当該個人情報を開示しなければならない。</p>

(1)及び(2) 略

(3) 法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び公社を除く。)に関する情報又は本人以外の個人が営む事業に関する情報であって、開示することにより、当該法人その他の団体又は個人の競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの

(4)及び(5) 略

(6) 県の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び公社の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(7) 県の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は公社が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 略

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は公社の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ及びエ 略

オ 国若しくは地方公共団体が経営する企業又は独立行政法人等若しくは公社に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(1)及び(2) 略

(3) 法人その他の団体に関する情報又は本人以外の個人が営む事業に関する情報であって、開示することにより、当該法人その他の団体又は個人の競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの

(4)及び(5) 略

(6) 県の機関、国及び他の地方公共団体の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(7) 県の機関、国又は他の地方公共団体が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 略

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国又は地方公共団体の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ及びエ 略

オ 国又は地方公共団体が経営する企業に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

鳥取県特別医療費助成条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成14年12月25日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第70号

鳥取県特別医療費助成条例の一部を改正する条例

鳥取県特別医療費助成条例(昭和48年鳥取県条例第27号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(助成)</p> <p>第3条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 社会保険各法の規定により健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第41条第6項に規定する厚生労働大臣が定める疾病に係る認定を受けている者が、同一の月に同一の保険医療機関等において受けた当該疾病に係る第3項各号の給付に係る一部負担金の額は、同項の規定にかかわらず、1万円を上限とする。</p> <p>6～9 略</p>	<p>(助成)</p> <p>第3条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 社会保険各法の規定により健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第79条第5項に規定する厚生労働大臣の定める疾病に係る認定を受けている者が、同一の月に同一の保険医療機関等において受けた当該疾病に係る第3項各号の給付に係る一部負担金の額は、同項の規定にかかわらず、1万円を上限とする。</p> <p>6～9 略</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県建築基準法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成14年12月25日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第71号

鳥取県建築基準法施行条例の一部を改正する条例

鳥取県建築基準法施行条例(昭和47年鳥取県条例第43号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分(以下「改正表」という。)に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分(以下「改正後表」という。)が存在する場合には、当該改正表を当該改正後表に改め、改正後表に対応する改正表が存在しない場合には、当該改正後表を加える。

改 正 後	改 正 前								
<p>(一定の複数建築物に対する制限の特例)</p> <p>第8条の2 法第86条第1項若しくは第2項若しくは法第86条の2第1項の規定による認定又は法第86条第3項若しくは第4項若しくは法第86条の2第2項若しくは第3項の規定による許可を受けた建築物に対する前3条の規定の適用については、これらの建築物は、同一敷地内にあるものとみなす。</p> <p>別表第3(第13条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">事 務</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">金 額</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> </table>	事 務	金 額	略		<p>(一定の複数建築物に対する制限の特例)</p> <p>第8条の2 法第86条第1項又は第2項の規定による認定を受けた建築物に対する前3条の規定の適用については、これらの建築物は、同一敷地内にあるものとみなす。</p> <p>別表第3(第13条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">事 務</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">金 額</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> </table>	事 務	金 額	略	
事 務	金 額								
略									
事 務	金 額								
略									

15 法第52条第9項、 第10項又は第13項の 規定に基づく許可	1件につき160,000円	15 法第52条第7項、 第8項又は第11項の 規定に基づく許可	1件につき160,000円
略		略	
17 法第53条の2第1 項第3号又は第4号 (法第57条の2第3 項において準用する 場合を含む。)の規 定に基づく許可	1件につき160,000円	17 法第54条の2第1 項第2号(法第57条 の2第3項において 準用する場合を含む。) の規定に基づく許可	1件につき160,000円
略		略	
25 法第68条の3第1 項から第3項までの 規定に基づく認定	1件につき27,000円	25 法第68条の3第1 項の規定に基づく認 定	1件につき27,000円
26 法第68条の3第4 項の規定に基づく許 可	1件につき160,000円	26 法第68条の3第4 項又は第5項の規定 に基づく認定	1件につき27,000円
27 法第68条の4の規 定に基づく認定	1件につき27,000円	27 法第68条の4第1 項、第2項又は第3 項の規定に基づく認 定	1件につき27,000円
28 法第68条の5の2 第2項の規定に基づ く許可	1件につき160,000円	28 法第68条の4第4 項の規定に基づく許 可	1件につき160,000円
29 法第68条の5の4 第1項又は第2項の 規定に基づく認定	1件につき27,000円	29 法第68条の5第1 項の規定に基づく認 定	1件につき27,000円
30 法第68条の5の5 第1項の規定に基づ く認定	1件につき27,000円	30 法第68条の5第2 項の規定に基づく許 可	1件につき160,000円
略		略	
34 法第86条第2項の 規定に基づく認定	1件につき78,000円(建 築物(現に存する建築物 を除く。以下この項及び 34の3の項において同じ。) が2以上である場合にあっ ては、78,000円に1を超 える建築物の数に28,000 円を乗じて得た額を加算 した額)	34 法第86条第2項の 規定に基づく認定	1件につき78,000円(建 築物(既存建築物を除く。 以下この項において同じ。) が2以上である場合にあっ ては、78,000円に1を超 える建築物の数に28,000 円を乗じて得た額を加算 した額)
34の2 法第86条第3 項の規定に基づく許 可	1件につき220,000円 (建築物が3以上である 場合にあっては、220,000 円に2を超える建築物の 数に28,000円を乗じて得 た額を加算した額)		

34の3 法第86条第4項の規定に基づく許可	1件につき220,000円 (建築物が2以上である場合にあっては、220,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額)
35 法第86条の2第1項の規定に基づく認定	1件につき78,000円(建築物(法第86条の2第1項に規定する同一敷地内認定建築物を除く。以下この項及び次項において同じ。)が2以上である場合にあっては、78,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額)
35の2 法第86条の2第2項の規定に基づく許可	1件につき220,000円 (建築物が2以上である場合にあっては、220,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額)
35の3 法第86条の2第3項の規定に基づく許可	1件につき220,000円 (建築物(法第86条の2第3項に規定する同一敷地内許可建築物を除く。以下この項において同じ。)が2以上である場合にあっては、220,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額)
36 法第86条の5第1項の規定に基づく認定又は許可の取消し	1件につき6,400円に現に存する建築物の数に12,000円を乗じて得た額を加算した額
略	

備考 略

35 法第86条の2第1項の規定に基づく認定	1件につき78,000円(建築物(同一敷地内建築物を除く。以下この項において同じ。)が2以上である場合にあっては、78,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額)
36 法第86条の5第1項の規定に基づく認定の取消し	1件につき6,400円に現に存する建築物の数に12,000円を乗じて得た額を加算した額
略	

備考 略

附 則

この条例は、平成15年1月1日から施行する。

